

介護職に関する外国人雇用

※情報は本稿執筆時点（2024年11月初旬）のものであります。

はじめに ～ 外国人材から、**外国人財**へ ～

日本の超高齢化などに伴い、介護業界においても、外国人材はもはや欠かすことのできない存在となりました。

今までもこれから多くの介護施設で多くの外国人が活躍しています。

それでは、

- 実際に外国人を雇用するには、どんな知識がいるのでしょうか？
- 介護職、介護施設で働くことのできる外国人は、どんな人たちなののでしょうか？
- 外国人雇用で気をつけなければならないことは、何でしょうか？

一緒に学んでまいりましょう。

本日の内容

- 1、在留資格の基礎知識**
- 2、介護職に関わる主な在留資格（特定技能 以外）**
- 3、特定技能について**

在留資格の基礎知識

●在留資格とは？

外国人の方が日本で暮らす場合は、在留するための資格、すなわち「在留資格」が必要です。日本に中長期在留する外国人には、「在留カード」が発行されます。在留外国人には、この在留カードの携帯義務があり、不携帯は罰則が入管法に明記されています。

<入管法>

第23条第2項

中長期在留者は、出入国在留管理庁長官が交付し、又は市町村の長が返還する在留カードを受領し、常にこれを携帯していなければならない。

第75条の3

第23条第2項の規定に違反して在留カードを携帯しなかった者は、二十万円以下の罰金に処する。

※今回は、介護業界で就労できる在留資格にしぼってお話しします。

なお、在留資格の「在留期限」は、主に、1年・3年・5年であり、在留期限前に出入国在留管理庁（以下、「入管庁」）へ更新を申請する必要があります。

在留資格一覧表

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
★ 技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
★ 企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
★ 介護	介護福祉士
★ 興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
★ 技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
★ 特定技能	特定産業分野（注1）の各業務従事者
★ 技能実習	技能実習生

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

← このカテゴリーの在留資格の方は、
就労制限が無いため、
 日本人と同様に勤務できます。

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
★ 特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（注2）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
★ 留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
★ 研修	研修生
★ 家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

（注1）介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食品製造業、外食業、林業、木材産業（令和6年3月29日閣議決定）

（注2）資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

●<重要> 「資格該当性」と「基準適合性」について

在留資格を考えるうえで、絶対に欠かせないのが、
「資格該当性」（まず、その活動に該当する在留資格があるか）と、
「基準適合性」（その在留資格を得るために満たすべき基準をクリアしているか）
というルールです。

例）中国で高校卒業後、中華料理人歴8年の李さんが、日本の中華料理店の料理長になりたい。
資格該当性：中華料理人は、在留資格「技能（調理師）」に該当 → ○ …… 在留資格がある。
基準適合性：中華料理人は、実務経験で10年以上が必要。 → × …… 基準を満たしていない。
… 残念ながら、李さんに在留許可は出ない。

例）日本の大学の商学部で留学中のグエンさんが、卒業後は日本の商社の、経理部に就職が決まった。
資格該当性：経理業務は、在留資格「技術・人文知識・国際業務」に該当 → ○ …… 在留資格がある。
基準適合性：人文知識カテゴリーでは、その職務に関連する学位を取得していれば実務経験は不要。 → ○
…… 基準を満たしている。（例：商学の学位があれば経理職の基準は満たすと考える）
… 他に問題（犯罪歴や雇用契約内容に問題があるなど）が無ければグエンさんには在留許可が出るはず。

※補足：外国人を雇用する側は、日本人と同等かそれ以上の待遇で雇用することが義務付けられている。
（労働基準法 第三条 「使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない」 ）

介護職に関わる主な在留資格 (特定技能 以外)

「介護」

「本邦(日本)の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動」

- 働ける内容： 「介護福祉士」の業務
- 海外から？ 国内から？： 主に国内（介護福祉士の国家資格取得者など）
- 働ける期間： 在留期間が更新されれば継続就労することが可能
- 要件： 「介護福祉士国家資格」を保持、または同等の能力が担保され、介護福祉士登録をしていること

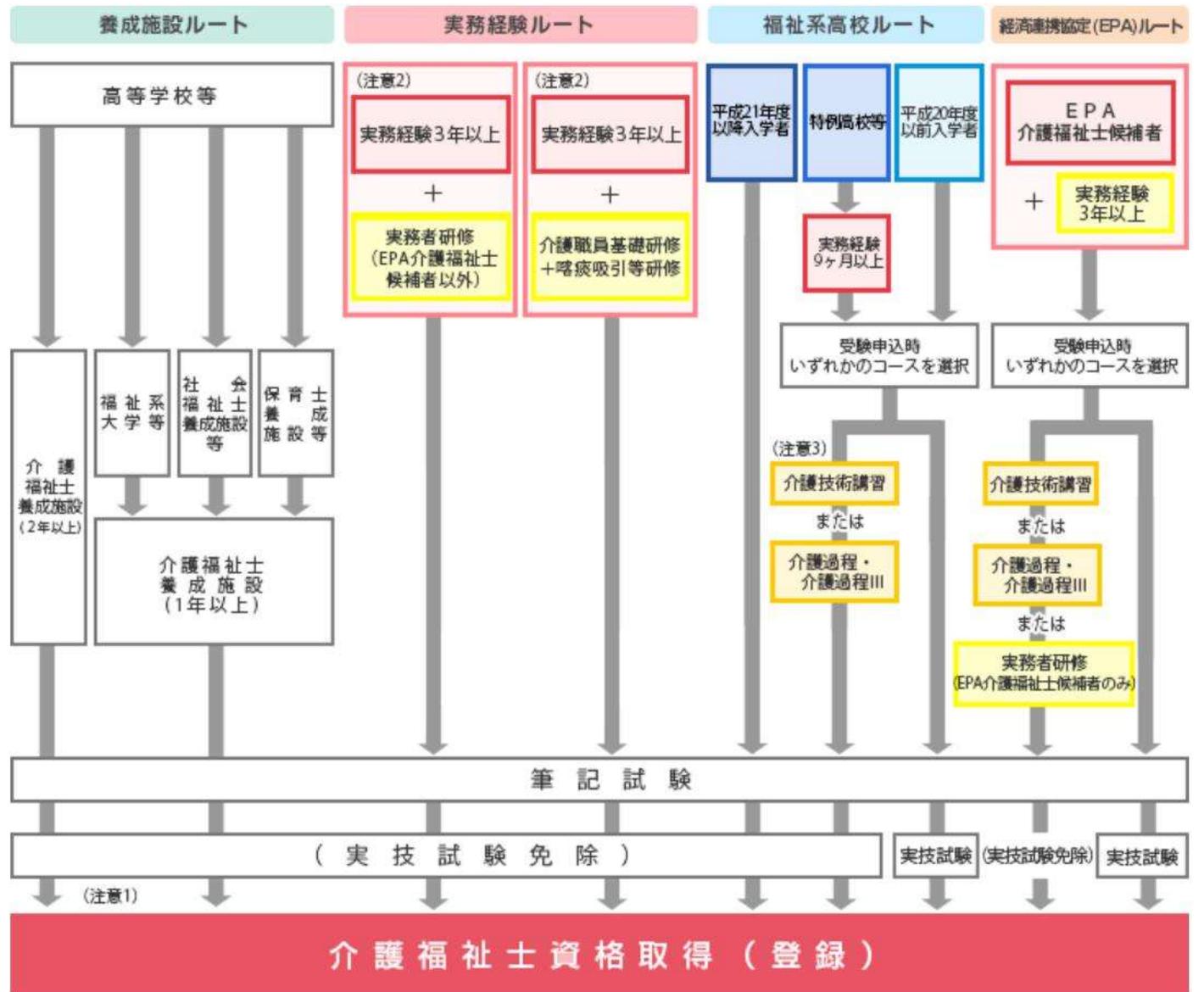
★介護福祉士登録について

※「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正により、平成29年度(第30回)から、養成施設ルートが介護福祉士国家試験の受験資格となりました。

なお、養成施設を令和8年度末までに卒業する方は、卒業後5年の間は、国家試験を受験しなくても、または、合格しなくても、介護福祉士になることができます。

この間に国家試験に合格するか、卒業後5年間続けて介護等の業務に従事することで、5年経過後も介護福祉士の登録を継続することができます。

令和9年度以降に養成施設を卒業する方からは、国家試験に合格しなければ介護福祉士になることはできません。



出典: 社会福祉振興・試験センター

★在留資格「介護」

「介護福祉士登録」について、入管庁の特例措置



介護福祉士養成施設を卒業して介護等の業務に従事する留学生の取扱いについて

令和8年度までに介護福祉士養成施設を卒業する留学生が、社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）の附則第6条の3の適用を受けて、介護福祉士の国家試験に合格することなく介護福祉士となる資格を取得するためには、介護福祉士養成施設を卒業した年度の翌年度の4月1日から5年間継続して社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する介護等の業務に従事する必要があります。

一方、在留資格「介護」への変更許可を受けるためには介護福祉士の登録を受ける必要があるところ、介護福祉士登録証が交付されるのは4月1日以降になる可能性が高く、同日までに「介護」への在留資格の変更が許可されず、上記附則の適用を受けられない留学生が発生することが判明しています。

そのため、卒業した年度の翌年度の4月1日から介護施設等において介護等の業務に従事する場合は、介護福祉士登録証を受領するまでの間、「特定活動」の在留資格により、介護等の業務に従事することを認めることとしました。



介護福祉士国家試験に合格して介護等の業務に従事する留学生の取扱いについて

在留資格「介護」への変更許可を受けるためには、介護福祉士の登録を受ける必要がありますが、介護福祉士登録証が交付されるのは、介護福祉士国家試験に合格した年度の翌年度の4月1日以降であり、実務経験ルート及び福祉系高校ルートから介護福祉士国家試験に合格し介護福祉士となる資格を取得した留学生が、同日までに在留資格「介護」への資格変更が許可されない場合は、4月1日から介護等の業務に従事できません。

そのため、4月1日から介護施設等において介護等の業務に従事する場合は、介護福祉士登録証を受領するまでの間、「特定活動」の在留資格により介護等の業務に従事することを認めることとしました。

「技術・人文知識・国際業務」

「本邦(日本)の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学、その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動」

- 働ける内容： 専門職に限る（設計者や翻訳通訳者、経理担当、法務担当など）
- 海外から？ 国内から？： どちらも可
- 働ける期間： 在留期間が更新されれば継続就労することが可能
- 要件： 業務と関連する学位や専門士の保持者、または海外での実務経験など（法律にそってしっかりと確認が必要）

★技術・人文知識・国際業務（よく略して「技人国（ぎじんこく）」と言う）

就労系で最も多い在留資格。『技術』、『人文知識』、『国際業務』とそれぞれ独立したカテゴリーで考える。

- ・ 技術… 設計者、機械エンジニア、ITプログラマ など
- ・ 人文知識… 経理、財務、法務、経営企画 など
- ・ 国際業務… 翻訳通訳、語学講師、貿易担当 など

本人が大学（短大を含む）や、日本の専門学校を卒業しているか、または実務経験があるかが大きな基準となる。
例）

CAD設計（技術）… 工学系の学位を持っているか、10年以上の実務経験があること。

経理、会計（人文知識）… 経済学や商学の学位を持っているか、10年以上の実務経験があること。

翻訳通訳（国際業務）… 大学卒業者（専攻は問わない）か、3年以上の実務経験があること。

※国際業務は、母国語や公用語、母国の文化に関わる業務であることが原則。

なお、日本の専門学校卒業であれば、『専門士』を取得することで、実務経験は不要で申請可能な場合もある。

例）経理、企画職（人文知識カテゴリー）… 商業実務の専門士

「特定活動46号（本邦大学卒業者）」

- 働ける内容： 高度な日本語と、大学等で学んだ知識を使う業務
- 海外から？ 国内から？： 主に国内から（留学生からの就職）※帰国した元留学生も可
- 働ける期間： 在留期間が更新されれば継続就労することが可能
- 要件： 下記のいずれも満たすこと。
 - ① 日本の大学等の卒業もしくは修了
 - ② N1取得、またはBJTで480点以上、もしくは大学や大学院において「日本語」を専攻して学び卒業した者

★特定活動46号（本邦大学卒業生）

日本の大学を卒業または大学院の課程を修了し、学位を授与された者で、かつ高い日本語能力を有する者。

（入管庁ガイドラインより）

(1) 学歴について

本邦（日本）の大学等卒業者に限られます。

大学等 = 大学・大学院・短期大学・高等専門学校・短期大学等の専攻科・及び認定専修学校専門課程で高度専門士を取得

(2) 日本語能力について

ア) 日本語能力試験N1又はBJTビジネス日本語能力テストで480点以上を有する方が対象です。

※ 日本語能力試験については、旧試験制度の「1級」も対象となります。

イ) その他、大学又は大学院において「日本語」を専攻して大学を卒業した方については、アを満たすものとして取り扱います。

なお、外国の大学・大学院において日本語を専攻した方についても、アを満たすものとして取り扱いますが、この場合であっても、併せて上記(1)の要件を満たす必要があります。

※ 本制度において「日本語」を専攻したとは、日本語に係る学問（日本語学、日本語教育学等）に係る学部・学科、研究科等に在籍し、当該学問を専門的に履修したことを意味します。

介護施設での就労例）

介護施設において、外国人従業員や技能実習生への指導を行いながら、日本語を用いて介護業務に従事するもの。

※ 施設内の清掃や衣服の洗濯のみに従事することは認められません。

※補足：原則として「留学」の在留資格からの変更許可時、及び初回の在留期間更新許可時に決定される在留期間は『1年』となります。

★特定活動46号（本邦大学卒業者）

（要注意！）指定書について：

特定活動46号の大きな特徴として、『指定書付きの在留資格』であることが言えます。指定書とは、パスポートに貼られる小さな紙で、簡単に言うと「あなたは、〇〇会社で働くことを条件に、この在留資格を許可する」という内容のものです。

【指定内容】

出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号の規定に基づき、同号に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関及び特定産業分野を次のとおり指定します。

・本邦の公私の機関

氏名又は名称 ○〇〇〇株式会社

住 所 ○〇県〇〇市〇〇町1-1

・特定産業分野 ○〇

（複数の分野を指定する場合）主たる分野：〇〇，従たる分野：〇〇

（参考）

従事する業務区分は、〇〇〇〇〇とする。

← 指定書の一例。

指定書には様々な形がありますので、まず大事なことは、「その在留資格は指定書がセットか」（在留カード以外に指定書も確認の必要があるか）を把握しておくことです。

つまり、もし本人が転職したら、入管庁へ「在留資格の変更許可申請」が必要です。新しい指定書を交付してもらう必要があるためです。申請をすると、入管庁にて審査が行われます。その間は、本人の在留状況はもちろん、新しい転職先についても審査が行われますので、審査期間中は、まだ転職先で働かせることはできません。審査が終わり、無事に新しい指定書（と新しい在留カード）が交付されたら、転職先で勤務開始となります。※反面、もう前職で勤務はできません。

留学生などのアルバイト＝「資格外活動許可」

- 働ける内容： 風営法にかかる場所での業務以外
※業務内容に限らず、「就労場所」自体が風営法にかからないこと
- 海外から？ 国内から？： 国内（留学生や家族滞在者）
- 働ける期間： 留学生の場合は学校に在籍している期間
- 要件： 入管庁から「資格外活動許可」を受けていること

「技能実習生」

- 働ける内容： 外国人技能実習機構が認定した職種・作業
- 海外から？ 国内から？： 海外から
- 働ける期間： 1号は一年、2号は二年、3号は二年（最長で5年）
- 要件： 外国人技能実習機構から技能実習計画の認定を受けること、他

★技能実習1号（一年間）、2号（二年間）、3号（二年間）

日本で特殊な高度技術を学び、それを母国に持ち帰り、母国の発展に役立ててもらおうことが本来の目的の制度。

大前提として国際貢献事業であり、ゆえに「単なる人材不足を補う労働者ではない」ということは忘れてはなりません。

教える内容（職種・作業）は、開発途上国では習得が難しい技術であり、習得するには1年以上はかかるものであること、とされており、2024年10月時点で『91職種 167作業』（2号移行対象職種）が定義されています。

OTIT 外国人技能実習機構
Organization for Technical Intern Training

技能実習制度による人材育成を通じた国際協力を推進します

東京事務所及び本部港南事務所が移転しました
・東京事務所他園 (2020年1月6日 (月) ~)
・本部港南事務所他園 (2019年12月23日 (月) ~)
(L O O P-X 行きシャトルバス)

制度のあらまし | 監理団体の皆様へ | 実習実施者の皆様へ | ぎのうしゅうせい のみなさまへ 技能実習生の皆様へ | 外国人技能実習 機構について | お問い合わせ先のご案内

母国語相談
母国語相談
▶ 母語咨询 (中国語)
▶ Tu vâ 'n bả' ng ngôn ngữ bản địa (ベトナム語)
▶ Serbisyo ng pagpapayo sa sariling wika (フィリピン語)
▶ Konsultasi dalam Bahasa Ibu (インドネシア語)
▶ 母語相談 (タイ語)
▶ Native Language Consultation (英語)
▶ 母語相談 (カンボジア語)
▶ 母語相談 (ミャンマー語)
※ 窓口でおこまりの技能実習生は相談してください

フォローアップ調査・オンライン調査
▶ 技能実習生回国后跟踪调查表
▶ Phiếu 'u điể' u tra để hồ' trợ thực tập sinh ky' năng sau khi về' nước
▶ Survei Tindak Lanjut terhadap Peserta Magang yang telah Pulang ke Negeranya
▶ Follow-up survey para sa mga Umuwing Technical Intern Trainees
▶ แบบสอบถามติดตามผลผู้ฝึกอบรมต่างประเทศหลังกลับประเทศ

▶ 関係法令等
▶ 様式

新型コロナウイルス感染症についてこちらをご覧ください
熱中症対策についてこちらをご覧ください
重要なお知らせ

外国人技能実習機構のWebサイト

技能実習制度 移行対象職種・作業一覧 (91職種167作業)

1 農業・林業関係 (3職種7作業)

職種名	作業名
耕種農業●	施設園芸
	畑作・野菜
	果 樹
畜産農業●	養 豚
	養 鶏
	酪 農
林業	育林・素材生産作業

2 漁業関係 (2職種10作業)

職種名	作業名
漁船漁業●	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
	樽受網漁業△
	養殖業●

3 建設関係 (22職種33作業)

職種名	作業名
さく井	バーカッション式さく井工事 ロータリー式さく井工事
建築板金	ダクト板金 内外装板金
冷凍空調配管機器施工	冷凍空調配管機器施工
建具製作	木製建具手加工
建築大工	大工工事
型枠施工	型枠工事
鉄筋施工	鉄筋組立て
とび	とび
石材施工	石材加工 石張り
タイル張り	タイル張り
かわらぶき	かわらぶき
左 官	左 官
配 管	建築配管 プラント配管
熱線緑施工	保温保冷工事
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事 カーペット系床仕上げ工事
	鋼製下地工事 ボード仕上げ工事 カーテン工事
サッシ施工	ビル用サッシ施工
防水施工	シーリング防水工事
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
フェルポイント施工	フェルポイント工事
装 装	壁 装
建設機械施工●	押土・整地 積込み 掘 削 締固め
築 炉	築 炉

4 食品製造関係 (11職種19作業)

職種名	作業名	
缶詰巻締●	缶詰巻締	
	食鳥処理加工業●	食鳥処理加工
	加熱性水産加工	節類製造
食品製造業●	食品製造業●	加糖乾製品製造 調味加工品製造 くん製品製造
	非加熱性水産加工	塩蔵品製造 乾製品製造 発酵食品製造
	食品製造業●	調理加工品製造 生食用加工品製造 かまぼこ製品製造
水産練り製品製造	牛豚部分肉製造	
牛豚食肉処理加工業●	牛豚精肉商品製造△ ハム・ソーセージ・ベーコン製造	
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム製造	
パン製造	パン製造	
そう菜製造業●	そう菜加工	
農産物漬物製造業●△	農産物漬物製造	
医療・福祉施設給食製造●△	医療・福祉施設給食製造	

5 繊維・衣服関係 (13職種22作業)

職種名	作業名
紡績運転●	前紡工程
	精紡工程
	巻糸工程
織布運転●	含ねん糸工程
	準備工程
染色	製織工程
	任上工程
ニット製品製造	糸浸染
	織物・ニット浸染
たて編ニット生地製造●	織物製造 丸編みニット製造
婦人子供服製造	たて編ニット生地製造
紳士服製造	婦人子供服製服縫製
下着類製造●	紳士服製服製造
寝具製作	下着類製造
カーペット製造●△	寝具製作 織じゅうたん製造
帆布製品製造	タフテッドカーペット製造
布はく縫製●	ニードルパンチカーペット製造
座席シート縫製●	自動車シート縫製

6 機械・金属関係 (17職種34作業)

職種名	作業名
鑄 造	鑄鉄鑄物鑄造
	非鉄金属鑄物鑄造
鍛 造	ハンマ型鍛造
	プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト
	コールドチャンパダイカスト
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ
	金属プレス
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき 溶融亜鉛めっき
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理
	治工具仕上げ
仕上げ	金型仕上げ 機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て 変圧器組立て 配電盤・制御盤組立て 開閉制御器具組立て 回転電機巻線製作
プリント配線板製造	プリント配線板設計 プリント配線板製造
アルミニウム圧延・押出製品製造●△	引抜加工 仕上げ
金属熱処理業●	全体熱処理 表面熱処理(浸炭・浸炭窒化・窒化) 部分熱処理(高周波熱処理・炎熱処理)

7 その他 (21職種38作業)

職種名	作業名
家具製作	家具手加工
印刷	オフセット印刷 グラビア印刷●△
製 本	製 本
プラスチック成形	圧縮成形
	射出成形
	インフレーション成形 ブロー成形
強化プラスチック成形	手積み積層成形
塗 装	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装 鋼筋塗装
溶 接●	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き
	印刷箱製箱 貼箱製造
段ボール箱製造	段ボール箱製造
	機械ぞくろ成形 圧力鋳込み成形
陶磁器工業製品製造●	バッド印刷
自動車整備●	自動車整備
ポリクロロエチレン樹脂加工	ポリクロロエチレン樹脂加工
介護●	介護
ポリスチレン樹脂加工	ポリスチレン樹脂加工
コンクリート製品製造●	コンクリート製品製造
宿泊●△	接客・衛生管理
RPF製造●	RPF製造
鉄道施設保守整備●	軌道保守整備
ゴム製品製造●△	成形加工 押出し加工 混練り圧延加工 複合積層加工
鉄道車両整備●	走行装置検修・解体装 空気装置検修・解体装
木材加工●△	機械製材

○ 社内検定型の職種・作業 (2職種4作業)

職種名	作業名
空港グランドハンドリング●	航空機地上支援 航空貨物取扱 客室清掃△
ボイラーメンテナンス●△	ボイラーメンテナンス

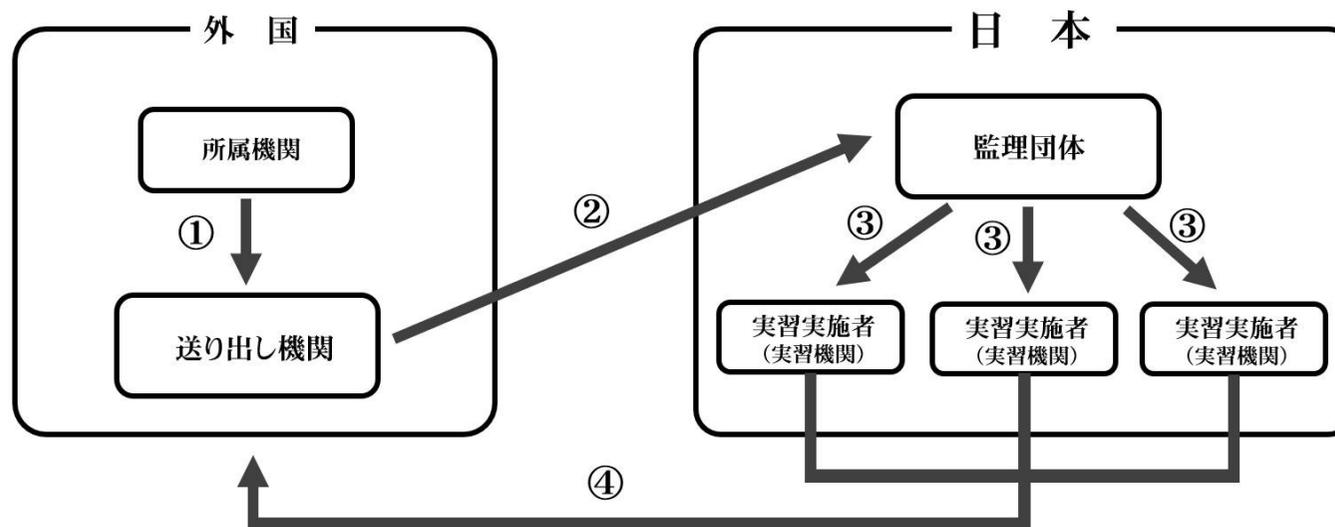
(注1) ●の職種：技能実習評価試験に係る職種
(注2) △のない職種・作業は3号まで実習可能。

出典：外国人技能実習機構

(令和6年9月30日時点)

<受け入れの簡単な流れ（団体監理型）>

現在、技能実習生の98%以上が、『団体監理型』で技能実習を受けています。
（他に『企業単独型』もあります。）



- ① 外国の若者が、「日本へ技能実習に行きたい」と送り出し機関へエントリーする。
- ② 送り出し機関を通して、日本の監理団体に迎え入れられる。
- ③ 監理団体から、傘下の機関（実習実施者）に派遣され、技能実習を受ける。
- ④ 1年～5年後、日本で学んだ技術を母国へ持ち帰り、母国の技術発展に役立てる。

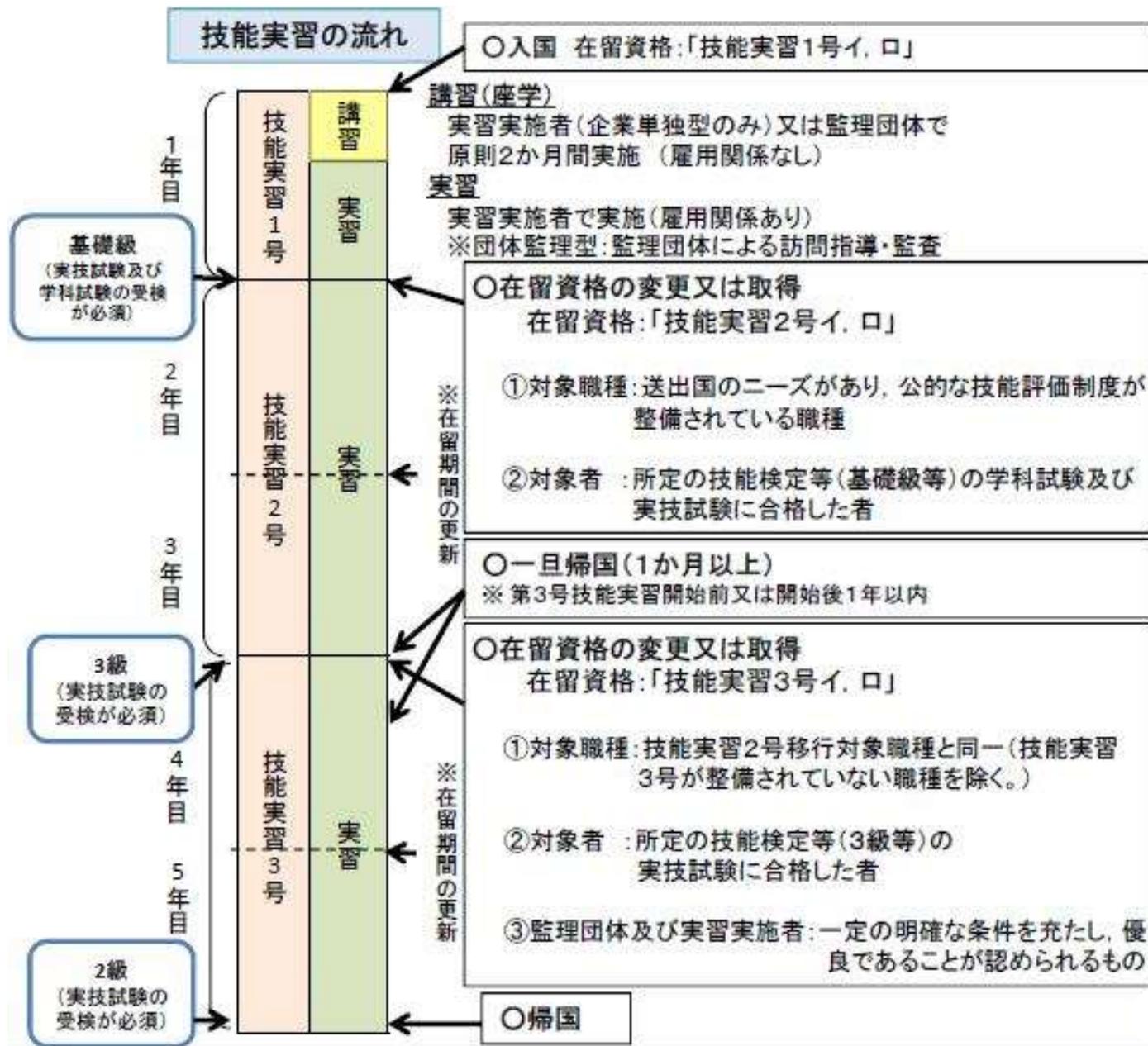
「監理団体」は、外国人技能実習機構（OTIT）のWEBサイトから検索することができます。



※各監理団体の「対応可能職種」はコード番号で記載があります。
介護を指す『7-13』の記載のある監理団体を探しましょう。

「一般監理団体」と「特定監理団体」があり、技能実習3号まで扱えるのは、一般監理団体（優良監理団体）です。

The screenshot shows the OTIT (Organization for Technical Intern Training) website. At the top, there is a search bar with "Google 検索" and a magnifying glass icon. The OTIT logo is prominently displayed, with the text "外国人技能実習機構" (Organization for Technical Intern Training) below it. A banner image features Mount Fuji and the Tokyo skyline. Below the banner, there are social media icons for Facebook and X, and two red buttons: "技能実習SOS・緊急相談窓口" (Technical Intern Training SOS - Emergency Consultation Window) and "母国語相談" (Mother Tongue Consultation). A green navigation bar contains several menu items: "制度のあらまし", "監理団体の皆様へ", "実習実施者の皆様へ", "ごのうじっしゅうせいのみなさまへ 技能実習生の皆様へ", "外国人技能実習機構について", and "よくあるご質問". Below the navigation bar, there is a section titled "令和6年能登半島地震について" (Regarding the 2024 Noto Peninsula Earthquake). This section contains a notice in Japanese and several links to emergency consultation services in various languages: Chinese, Vietnamese, Filipino, Indonesian, Thai, English, and Burmese. Below this, there is a sidebar with a menu: "関係法令・要領等", "様式", and "監理団体の検索 (Search for Japanese Supervising Organizations)", which is circled in red. To the right of the sidebar is a "重要なお知らせ" (Important Notice) section with a list of updates from August 2024 to October 2024, including information about MOC (Mutual Cooperation) agreements, minimum wage changes, and emergency consultation services for Myanmar nationals. A link for "重要なお知らせ一覧" (List of Important Notices) is at the bottom right.



出典:外国人技能実習機構

1号（一年間）、2号（二年間）、3号（二年間）と検定試験を受けてステップアップしていき、最長で5年間の在留となる。なお3号まで進むには、その技能実習生が所属する実習実施者、監理団体ともに、いわゆる『優良機関』の認定を受けている必要がある、など諸々の条件がある。

<受け入れの主な要件>

技能実習生を受け入れる実習実施者に最低限求められるのは、



- ★技能実習計画にそって、適切に技術、技能、知識を教えること。→介護の技能実習モデル
- ★技術面だけでなく、日本語や日本の文化も教え、生活に必要なサポートを行うこと。
- ★常勤職員の中から、技能実習責任者、技能実習指導員（教える職種について五年以上の実務経験が必要）、生活指導員を選任すること（この3役は兼任可）。
- ★要件に適合した宿泊環境を用意すること。
- ★賃金面など待遇について日本人社員と差別しないこと。

…などです。

※技能実習制度はとても複雑で、全てを語るなら本が一冊できてしまいます。また、時おり実習実施者による賃金未払いやパワーハラスメント、技能実習計画外の作業指示が摘発され報道されますが、このような事は絶対に起きてはいけません。受け入れる準備や、受け入れた後も手続きが多く、彼らを管理するだけでも大変です。しかし、それ以上に技能実習生たちが日々成長し、日本の文化に馴染んでいく姿を見るのは喜ばしいものです。技能実習を終えたら、近い将来、日本と母国との架け橋となって、国際的に活躍してくれることでしょう。

【注意】介護の技能実習生には、独自のガイドラインや注意事項があります。別紙をご参照ください。

技能実習制度は、在留資格「育成就労」に変わることが決定しています。
育成就労の詳細は別紙をご参照ください。

特定技能について

「特定技能」

- 働ける内容： 介護を含む16分野での業務（後述）
- 海外から？ 国内から？： どちらも可
- 働ける期間： 1号は五年、2号は在留期間が更新されれば継続就労可能
- 要件： 次のいずれか
 - 分野ごとの技能試験合格と、N4程度の日本語能力保持
 - 技能実習を2号まで良好に修了

★特定技能

2019年4月の入管法改正により、創設された在留資格です。
深刻な人手不足となっている分野において外国人材を受け入れるべく創設されました。

<1号のみ>

介護・工業製品製造業（一部）・自動車運送業・鉄道・林業・木材産業

<1号と2号>

ビルクリーニング・工業製品製造業（一部）・自動車整備・航空・宿泊・農業・漁業・
飲食料品製造業・外食業・建設業・造船船舶用工業

※介護は、在留資格「介護」（前述）があるため、2号の対象にはならなかった。

※特定技能1号は、最長で五年の在留に限られる。なお海外から『家族滞在』者として家族を呼び寄せることは不可。

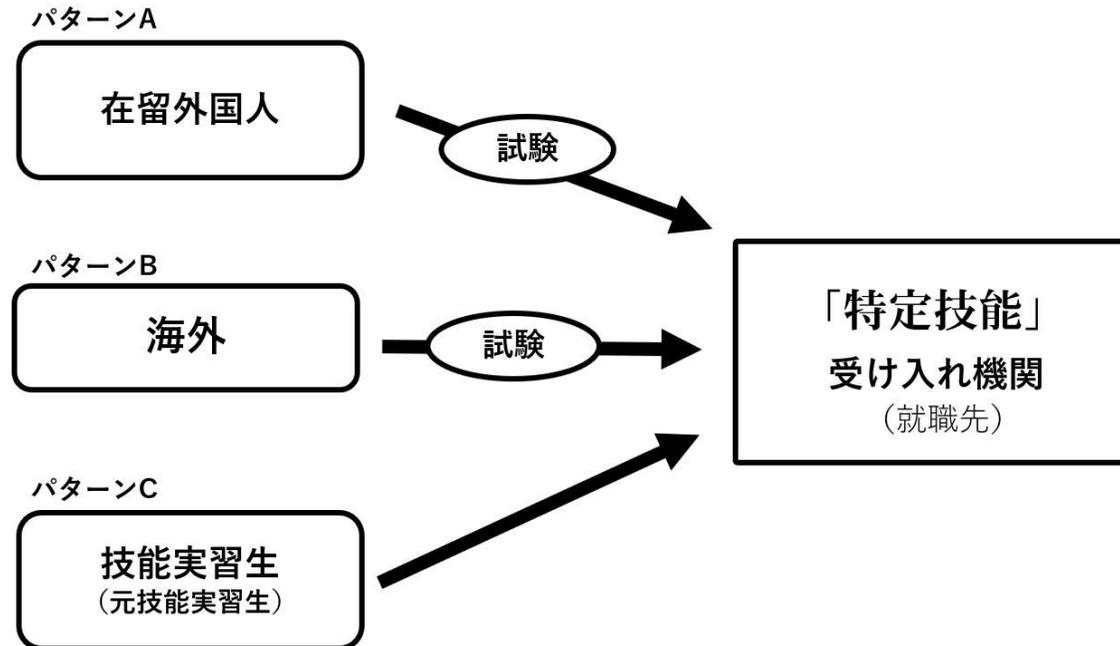
（参考）2024年6月末時点で、特定技能「介護」の在留者数は、全国で36,719人

特定産業分野別特定技能在留外国人数

分野	介護	ビル クリーニング	素形材・ 産業機械・ 電気・電子 情報関連 製造業	建設	造船・ 船舶工業	自動車 整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食料品 製造業	外食業
在留数	36,719	4,635	44,067	31,919	8,726	2,858	959	492	27,807	3,035	70,213	20,317
構成比	14.6%	1.8%	17.5%	12.7%	3.5%	1.1%	0.4%	0.2%	11.0%	1.2%	27.9%	8.1%

出典：出入国在留管理庁

<特定技能の在留資格を得る主な方法>



A、国内で、各分野で行われる実技試験に合格し、N4等の日本語能力も保持する。（例：留学生からの就職）

B、海外で、各分野で行われる試験に合格し、N4等の日本語能力も保持して来日する。

※海外での試験は、ベトナム、中国、フィリピン、インドネシア、タイ、ミャンマー、カンボジア、ネパール、モンゴル、スリランカで行われている。

※あくまで試験実施国であり、受験者の国籍を限定するものではない。

C、技能実習2号までを良好に修了した技能実習生（元技能実習生を含む）が、修了した技能実習と関係する分野（職種・作業）において就労する。（技能実習先と異なる機関でも可）

<介護の特定技能試験について>

試験日や試験場所（国内・海外）、申込み方法など詳細は厚生労働省の専用Webサイトをご確認ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html



厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

▼ 本文へ ▶ お問い合わせ窓口 ▶ よくある御質問 ▶ サイトマップ ▶ 国民参加の場

Google カスタム検索 🔍 検索

ホーム

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般 > 介護分野における特定技能外国人の受入れについて

介護分野における特定技能外国人の受入れについて

【新着情報】

- 令和6年 9月25日 [令和6年8月介護技能評価試験・介護日本語評価試験の試験結果を掲載しました。](#) [1.9MB]
 - 令和6年 9月 2日 [令和6年7月介護技能評価試験・介護日本語評価試験の試験結果を掲載しました。](#) [1.9MB]
 - 令和6年 7月25日 [令和6年6月介護技能評価試験・介護日本語評価試験の試験結果を掲載しました。](#) [1.9MB]
 - 令和6年 6月26日 [令和6年5月介護技能評価試験・介護日本語評価試験の試験結果を掲載しました。](#) [2.2MB]
 - 令和6年 5月27日 [令和6年4月介護技能評価試験・介護日本語評価試験の試験結果を掲載しました。](#) [1.9MB]
 - 令和6年 4月25日 [令和6年3月介護技能評価試験・介護日本語評価試験の試験結果を掲載しました。](#) [1.9MB] (※)
- ※令和6年5月27日追記 ベトナム（令和6年3月実施分）の試験結果を25ページ目以降に追加しました。
- 令和6年 3月25日 [令和6年2月介護技能評価試験・介護日本語評価試験の試験結果を掲載しました。](#) [1.9MB]

政策について

- 分野別の政策一覧
 - 健康・医療
 - 福祉・介護
 - 障害者福祉
 - 生活保護・福祉一般
 - 介護・高齢者福祉
 - 雇用・労働
 - 年金

<日本語試験について>

特定技能で有効な日本語試験は2種類あり、『日本語能力試験 (JLPT)』と『国際交流基金 日本語基礎テスト (JFT_Basic)』があります。こちらにも試験日や試験場所 (国内・海外)、申込み方法など詳細は、各種『試験機関』のWebサイト等をご確認ください。

★日本語能力試験 (JLPT)
(毎年、7月と12月に行われる)
レベル「N4」以上の保持が必要
<https://www.jlpt.jp/>



★国際交流基金 日本語基礎テスト (JFT_Basic)
レベル「A2」=200点以上の保持が必要
<https://www.jpf.go.jp/jft-basic/>



※なお、特定技能の介護試験では、独自の日本語試験「介護日本語評価試験」も行われます。

(要注意!) 指定書について:

特定技能の大きな特徴として、『指定書付きの在留資格』であることが言えます。

(前述の「特定活動46号」と同じ)

指定書とは、パスポートに貼られる小さな紙で、簡単に言うと「あなたは、●●の分野で、〇〇会社で働くことを条件に、特定技能を認める」という内容のものです。

【指定内容】

出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号の規定に基づき、同号に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関及び特定産業分野を次のとおり指定します。

・本邦の公私の機関

氏名又は名称 ○○○○株式会社

住 所 ○○県○○市○○町1-1

・特定産業分野 ○○

(複数の分野を指定する場合) 主たる分野: ○○, 従たる分野: ○○

(参考)

従事する業務区分は、○○○○○とする。

← 指定書の一例

つまり、もし本人が転職したら、入管庁へ「在留資格の変更許可申請」が必要です。

新しい指定書を交付してもらう必要があるためです。申請をすると、入管庁にて審査が行われます。

その間は、本人の在留状況はもちろん、新しい転職先に関しても審査が行われますので、審査期間中は、まだ転職先で働かせることはできません。

審査が終わり、無事に新しい指定書(と新しい在留カード)が交付されたら、転職先で勤務開始となります。

※反面、もう前職で勤務はできません。

■受入れ機関自体が満たすべき基準

- ① 労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
- ★② 1年以内に特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないこと
- ③ 1年以内に受入れ機関の責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させていないこと
- ④ 欠格事由(5年以内に出入国・労働法令違反がないこと等)に該当しないこと
- ⑤ 特定技能外国人の活動内容に係る文書を作成し、雇用契約終了日から1年以上備えて置くこと
- ⑥ 外国人等が保証金の徴収等をされていることを受入れ機関が認識して雇用契約を締結していないこと
- ⑦ 受入れ機関が違約金を定める契約等を締結していないこと
- ★⑧ 支援に要する費用を、直接又は間接に外国人に負担させないこと
- ⑨ 労働者派遣の場合は、派遣元が当該分野に係る業務を行っている者などで、適当と認められる者であるほか、派遣先が①～④の基準に適合すること
- ⑩ 労災保険関係の成立の届出等の措置を講じていること
- ⑪ 雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていること
- ★⑫ 報酬を預貯金口座への振込等により支払うこと
- ★⑬ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

介護の「分野に特有の基準」は後述します。

■受入れ機関自体が満たすべき基準(支援体制関係)

※ 登録支援機関に支援を全部委託する場合には満たすものとみなされます。

- ★ ① 以下のいずれかに該当すること
 - ア 過去2年間に中長期在留者(就労資格のみ。)の受入れ又は管理を適正に行った実績があり、かつ、役職員の中から、支援責任者及び支援担当者(事業所ごとに1名以上。以下同じ。)を選任していること
(支援責任者と支援担当者は兼任可。以下同じ)
 - イ 役職員で過去2年間に中長期在留者(就労資格のみ。)の生活相談等に従事した経験を有するものの中から、支援責任者及び支援担当者を選任していること
 - ウ ア又はイと同程度に支援業務を適正に実施することができる者で、役職員の中から、支援責任者及び支援担当者を選任していること
- ★ ② 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を有していること
- ③ 支援状況に係る文書を作成し、雇用契約終了日から1年以上備えて置くこと
- ★ ④ 支援責任者及び支援担当者が、支援計画の中立な実施を行うことができ、かつ、欠格事由に該当しないこと
 - ⑤ 5年以内に支援計画に基づく支援を怠ったことがないこと
 - ⑥ 支援責任者又は支援担当者が、外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施することができる体制を有していること
- ★ ⑦ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

■受入れ機関自体が満たすべき、支援体制の基準(義務的支援)

①事前ガイダンス

・在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援(人員整理等の場合)

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報



支援責任者および支援担当者には、『中立性』が求められます。

受入機関は、原則、役員または職員の中から、特定技能1号外国人に対する「支援責任者」、「支援担当者」を選任しなければなりません（1人が兼任も可能）。

この支援責任者、支援担当者には、『中立性』が求められるため、現場で業務に関して、特定技能1号外国人へ直接「指示、監督する立場」にある者は選任不可です。

例：施設長が支援責任者・現場主任が支援担当者、は不可。

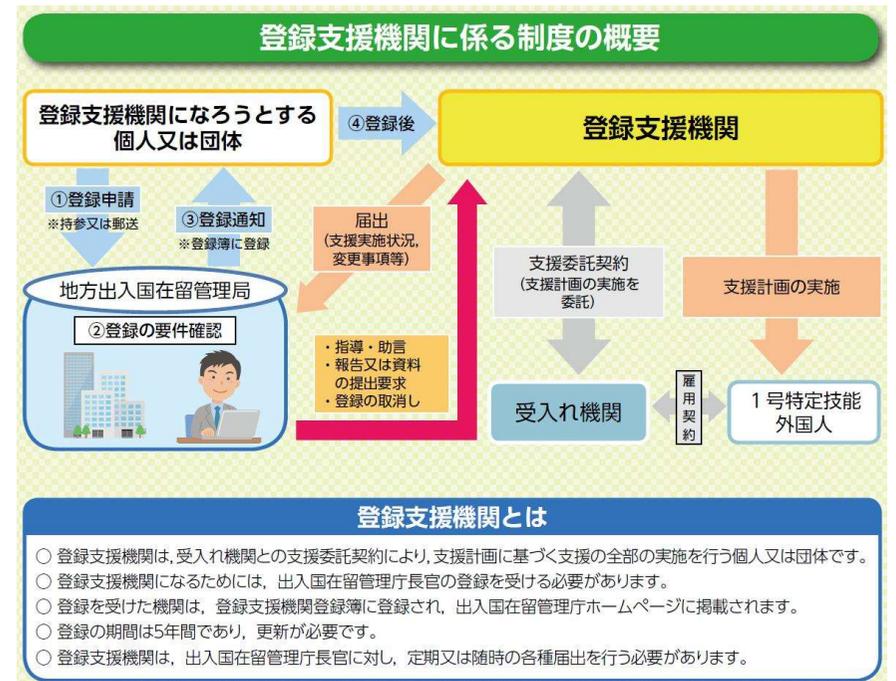
<登録支援機関について>

受け入れ機関は、特定技能1号に対しては、様々な『支援』（サポート）を行うことが定められています。しかし大企業ならともかく、一般の中小企業や個人事業主では、全ての支援を行うのは現実的に難しいこともあるかもしれません。また、支援担当者・支援責任者には中立性が求められるため、自社で選任できない場合もあります。

そこで「登録支援機関」という、いわば入管庁公認のサポート機関制度も設けられました。すでに全国で10,110の企業や機関が登録支援機関に指定されており（増え続けています）、受け入れ機関は、登録支援機関に支援の一部または全部を委託することで、特定技能1号外国人を雇用することができます。全国の登録支援機関のリストは、出入国在留管理庁Webサイトで公開されています。

出入国在留管理庁Webサイト

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07_00205.html



出典: 出入国在留管理庁

「特定技能」に関する二国間取決め（MOC）の概要

政府基本方針（平成30年12月25日閣議決定・令和4年4月26日一部変更）

保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者（ブローカー）等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる。

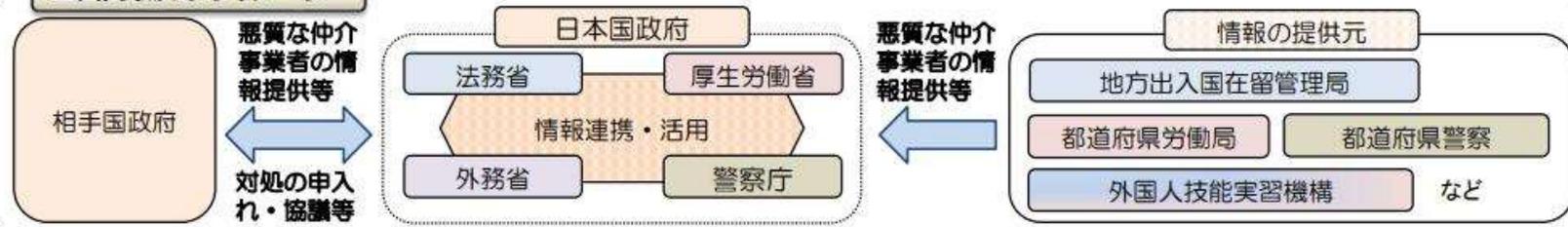
総合的対応策（令和5年度改訂）（令和5年6月9日関係閣僚会議決定）

- 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組み：悪質な仲介事業者等の排除
 「特定技能」の在留資格について、悪質な仲介事業者の排除を目的とし、情報共有の枠組みの構築を内容とする二国間取決めのための政府間文書を作成した国について、制度の運用状況等を踏まえ、当該国との情報連携及び協議を着実に進めるとともに、必要に応じ、政府間文書の内容の見直しを行う。また、かかる政府間文書の作成に至っていない国であって送出しが想定されるものとの間では、同様の政府間文書の作成に向けた交渉を引き続き進める。

二国間取決めのポイント

- 情報共有
 特定技能外国人の円滑かつ適正な送出し・受入れの確保等のために必要又は有益な情報を速やかに共有する。この情報には、特定技能外国人に係る求人・求職に関する両国内の機関による以下の行為に関する情報を含む。
 - 保証金の徴収、違約金の定め、人権侵害行為、偽変造文書等の行使及び費用の不当な徴収等
- 問題是正のための協議
 定期又は随時に協議を行い、本制度の適正な運用のために改善が必要と認められる問題の是正に努める。

二国間取決めのイメージ



署名状況（17か国）

（令和6年8月8日時点）

フィリピン（H31.3.19）、カンボジア（H31.3.25）、ネパール（H31.3.25）、ミャンマー（H31.3.28）、モンゴル（H31.4.17）、スリランカ（R1.6.19）、インドネシア（R1.6.25）、ベトナム（R1.7.1文書交換）、バングラデシュ（R1.8.27）、ウズベキスタン（R1.12.17）、パキスタン（R1.12.23）、タイ（R2.2.4）、インド（R3.1.18）、マレーシア（R4.5.26）、ラオス（R4.7.28）、キルギス（R5.7.6）、タジキスタン（R6.8.8）

出典：出入国在留管理庁

介護の特定技能について

★特定技能（介護）になるには

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号	
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等		試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
				職種	作業	
【特定技能1号】 身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) ※利用者の居宅で行われるものは対象外	介護技能評価試験	介護日本語評価試験	国際交流基金 日本語基礎テスト	介護	介護	/
			日本語能力試験 (N4以上)			
	介護福祉士養成施設修了	免除	免除			

(注)修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。

技能試験・日本語試験の概要 (介護分野)

技能試験

「介護技能評価試験」

- 試験言語: 現地語
- 実施主体: プロメトリック株式会社
- 実施方法: コンピューター・ベースド・テストイング(CBT)方式
- 実施回数: 原則毎月実施
- 受験資格: 17歳以上の者
- 試験水準: 介護職種の第2号技能実習修了(3年間)相当の水準である介護技能実習評価試験と同等の水準(注)。

(注)介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を自ら一定程度実践できるレベル

日本語試験

「国際交流基金日本語基礎テスト」(※)

- 実施主体: 独立行政法人国際交流基金
- 実施方法: コンピューター・ベースド・テストイング(CBT)方式
- 実施回数: 年6回程度、海外で実施
- 受験資格: 原則として、日本語を母語としない者であること
- 試験水準: ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語力を持っているかを判定する。



(※)又は「日本語能力試験(N4以上)」

「介護日本語評価試験」

- 実施主体: プロメトリック株式会社
- 実施方法: コンピューター・ベースド・テストイング(CBT)方式
- 実施回数: 原則毎月実施
- 受験資格: 17歳以上の者
- 試験水準: 介護現場で介護業務に従事する上で支障のない程度の水準

出典: 厚生労働省

対象施設

【介護福祉士国家試験の受験資格要件において「介護」の実務経験として認める施設のうち、現行制度において存在するものについて、訪問介護等の訪問系サービスを対象外とした形で整理をしたもの】（白：対象 緑：一部対象 灰色：対象外又は現行制度において存在しない。）

児童福祉法関係の施設・事業	生活サポート	指定認知症対応型共同生活介護
知的障害児施設	経過的デイサービス事業	指定介護予防認知症対応型共同生活介護
自閉症児施設	訪問入浴サービス	介護老人保健施設
知的障害児通園施設	地域活動支援センター	介護医療院
盲児施設	精神障害者社会復帰施設(精神障害者生活訓練施設・精神障害者授産施設・精神障害者福祉工場)	指定通所リハビリテーション
ろうあ児施設	在宅重度障害者通所援護事業(日本身体障害者団体連合会から助成を受けている期間に限る)	指定介護予防通所リハビリテーション
難聴幼児通園施設	知的障害者通所援護事業(全日本手をつなぐ育成会から助成を受けている期間に限る)	指定短期入所療養介護
肢体不自由児施設	居宅介護	指定介護予防短期入所療養介護
肢体不自由児通園施設	重度訪問介護	指定特定施設入居者生活介護
肢体不自由児療護施設	行動援護	指定介護予防特定施設入居者生活介護
重症心身障害児施設	同行援護	指定地域密着型特定施設入居者生活介護
重症心身障害児(者)通園事業	移動支援事業	サービス付き高齢者向け住宅※3
肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設の委託を受けた指定医療機関(国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構)の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの)		第1号訪問事業
児童発達支援	老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業	指定訪問介護
放課後等デイサービス	第1号通所事業	指定介護予防訪問介護
障害児入所施設	老人デイサービスセンター	指定夜間対応型訪問介護
児童発達支援センター	指定通所介護	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護
居宅訪問型児童発達支援	指定地域密着型通所介護(指定療養通所介護を含む)	指定訪問看護
保育所等訪問支援	指定認知症対応型通所介護	指定介護予防訪問看護
	指定介護予防認知症対応型通所介護	訪問看護事業
障害者総合支援法関係の施設・事業	老人短期入所施設	
短期入所	指定短期入所生活介護	生活保護法関係の施設
障害者支援施設	指定介護予防短期入所生活介護	救護施設
療養介護	養護老人ホーム※1	更生施設
生活介護	特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)	
児童デイサービス	軽費老人ホーム※1	その他の社会福祉施設等
共同生活介護(ケアホーム)	ケアハウス※1	地域福祉センター
共同生活援助(グループホーム)(外部サービス利用型を除く)	有料老人ホーム※1	隣保館デイサービス事業
自立訓練	指定小規模多機能型居宅介護※2	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
就労移行支援	指定介護予防小規模多機能型居宅介護※2	ハンセン病療養所
就労継続支援	指定看護小規模多機能型居宅介護※2	原子爆弾被爆者養護ホーム
知的障害者援護施設(知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・知的障害者通勤寮・知的障害者福祉工場)	指定訪問入浴介護	原子爆弾被爆者デイサービス事業
身体障害者更生援護施設(身体障害者更生施設・身体障害者療護施設・身体障害者授産施設・身体障害者福祉工場)	指定介護予防訪問入浴介護	原子爆弾被爆者ショートステイ事業
福祉ホーム		労災特別介護施設
身体障害者自立支援		原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業
日中一時支援		家政婦紹介所(個人の家において、介護等の業務を行なう場合に限る)
		病院又は診療所
		病院
		診療所

※1 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く)、介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く)、地域密着型特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型地域密着型特定施設入居者生活介護を除く)を行う施設を対象とする。

※2 訪問系サービスに従事することは除く。

※3 有料老人ホームに該当する場合は、有料老人ホームとして要件を満たす施設を対象とする。

出典：厚生労働省

★（運用要領）特定技能外国人が従事する業務

● 介護分野において受け入れる1号特定技能外国人は、特定技能基準省令第1条第1項に定めるとおり、相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務に従事することが求められるところ、本要領別表に記載された試験の合格、又は、介護福祉士養成施設修了により確認された技能を要する本要領別表に記載された身体介護等の業務に主として従事しなければなりません。

● なお、身体介護等の業務とは、利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつ、整容・衣服着脱、移動の介助等をいいます。

● また、分野別運用要領に記載するとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。

● なお、関連業務に当たり得るものとして、例えば、お知らせ等の掲示物の管理、物品の補充や管理が想定されます。

（注）専ら関連業務に従事することは認められません。

★（運用要領）特定技能外国人が有すべき技能水準

- 1号特定技能外国人として介護分野の業務に従事する場合には、本要領別表に定める技能試験及び日本語試験の合格等が必要です。
- また、介護職種・介護作業の技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験等が免除されます。
- 介護職種・介護作業以外の技能実習2号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されますが、介護日本語評価試験は免除されないことに留意願います。

★（運用要領）特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準

● 介護分野の1号特定技能外国人を受け入れる事業所は、介護福祉士国家試験の受験資格の認定において実務経験として認められる介護等の業務に従事させることができる事業所でなければなりません。また、訪問介護などの訪問系サービスについては、利用者、1号特定技能外国人双方の人権擁護、適切な在留管理の観点から、1号特定技能外国人の受入れ対象とはなりません。（※補足あり。後述）

● 1号特定技能外国人の人数枠は、事業所単位で、日本人等の常勤の介護職員の総数を超えないこととされています。日本人「等」については、告示にあるとおり、次に掲げる外国人材が含まれます。

- ① 介護福祉士国家試験に合格したEPA介護福祉士
 - ② 在留資格「介護」により在留する者
 - ③ 永住者や日本人の配偶者など、身分・地位に基づく在留資格により在留する者
- このため、日本人「等」の中には、技能実習生、EPA介護福祉士候補者、留学生は含まれません。

● 介護分野の1号特定技能外国人を受け入れる場合には、当該1号特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、厚生労働大臣が設置する介護分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会に加入し、加入後は、協議会に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。

● また、協議会に対し、必要な協力を行わないなどした場合には、基準を満たさないことから、特定技能外国人の受入れができなくなります。

★（運用要領）上陸許可に係る基準

- 1号特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするもので、1号特定技能外国人を派遣することも派遣された者を受け入れることもできません。
- 1号特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後5年間は、特定技能外国人の受入れができないこととなります。

★補足

厚生労働省にて有識者による「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」が定期的開催されており、令和6年6月の「中間まとめ（案）」では、技能実習生や特定技能にも『訪問介護』を認める方向が示されました。

今後、早ければ2025年度にも制度を見直し、訪問介護が解禁される予定です。

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai_225506_00001.html



中間まとめ（案）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001265042.pdf>



外国人介護人材受入れの仕組み

	EPA（経済連携協定） （インドネシア・フィリピン ・ベトナム）	在留資格「介護」 （H29. 3/1～）	技能実習 （H29. 11/1～）	特定技能1号 （H31. 4/1～）
制度趣旨	二国間の経済連携の強化	専門的・技術的分野の 外国人の受入れ	本国への技能移転	人手不足対応のための一定の専門 性・技能を有する外国人の受入れ



出典:厚生労働省

(注1)平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、令和8年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

(注2)4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。

最後に伝えておきたいこと

※重要：気をつけるべきこと

不法就労（オーバーワークを含む）や、『偽装就職』、偽装結婚などには絶対に関わらない！
アドバイスただけで罪になる場合もあります。

<入管法の罰則規定>（入管法から抜粋）

第70条

次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はその懲役若しくは禁錮及び罰金を併科する。

二の二、偽りその他不正の手段により、上陸の許可等を受けて本邦に上陸し(中略)た者

第73条の2

次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一、事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた者

二、外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置いた者

三、業として、外国人に不法就労活動をさせる行為又は前号の行為に関しあつせんした者

第74条の6

営利の目的で第70条第1項第1号若しくは第2号に規定する行為(以下「不法入国等」という。)

又は同項第2号の2に規定する行為の実行を容易にした者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

ご静聴ありがとうございました。